

内閣府令第七十二号

道路交通法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十三号）の一部の施行に伴い、並びに道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第七十四条の三第一項及び第百十四条の七の規定に基づき、道路交通法施行規則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十五年十一月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

道路交通法施行規則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

（道路交通法施行規則の一部改正）

第一条 道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

第九条の九第一項第二号口中「（第五号）」を「（第七号及び第十一号）」に改め、「、法第百十七条の四第二号若しくは第三号」を削る。

第十七条第二項中「第二号、第四号又は第七号」を「第三号、第五号又は第八号」に改め、第八号を第九号とし、第二号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 免許申請者が東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成二十三年法律第九十八号）第二条第三項に規定する避難住民である場合にあつては、同条第一項に規定する指定市町村の長が発行する同法第四条第一項の避難場所を証明する書類

第十七条第三項中「同項第一号」の下に「及び第二号」を加え、「同項第二号及び第七号」を「同項第三号及び第八号」に改める。

（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の一部改正）

第二条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令（平成十四年内閣府令第三十五号）の一部を次のように改正する。

法第百十七條の二の二（第五号を

法第百十七條の二の二第一号

本則の表第九条の九第一項の項中

除く。)

、運轉代行業法第十九条第一
読み替えて適用される法第百
第六号若しくは第七号

法第百十七条の四第二号若しくは
第三号

法第百十七条の四第二号、運
九条第一項の規定により読み
る法第百十七条の四第三号

から第四号まで
項の規定により
十七条の二の二

運代行業法第十
替えて適用され

を

法第百十七条の二の二(第七号及
び第十一号を除く。)

法第百十七条の二の二第一号から第六号ま
、運轉代行業法第十九条第一項の規定によ
読み替えて適用される法第百十七条の二の
第八号から第十号まで

二　り　で

に改める。

附
則

この府令は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十二月一日）から施行する。